



長野県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第6号

長野県報発行規則の一部を改正する規則

長野県報発行規則(昭和33年長野県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号を削り、同項第2号中「及び県議会議員」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 執行機関たる委員会及び委員並びにその所管に属する機関のうち必要と認めるもの

第7条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市町村議会

第7条第2項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の長野県報発行規則第7条の規定は、施行日以後に発行される県報から適用し、施行日前に発行された県報については、なお従前の例による。

法規学事課